

令和4年

第20回教育委員会会議

議案第44号

秋田県教育委員会

議案第四十四号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第9 昇格時号給対応表（第24条関係）							
イ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表							
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級		2級	3級	4級
略							
59	<u>45</u>	略	略	59	46	略	略
略							
61	46	略		61	47	略	
62	<u>46</u>	略		62	<u>47</u>	略	
63	47	略		63	48	略	
64	<u>47</u>	略		64	<u>48</u>	略	
65	47	略		65	49	略	
66	<u>48</u>	略		66	<u>49</u>	略	
67	48	略		67	<u>50</u>	略	
68	<u>48</u>	略		68	<u>50</u>	略	
69	49	略		69	<u>51</u>	略	
70	<u>50</u>	略		70	<u>51</u>	略	
71	<u>51</u>	略		71	<u>52</u>	略	
略							
91	<u>61</u>	略	略	91	<u>62</u>	略	略
略							
93	<u>62</u>	略		93	<u>63</u>	略	

94	<u>62</u>		
95	<u>63</u>		
96	<u>63</u>	略	略
97	<u>63</u>		
98	<u>64</u>		
99	<u>64</u>		
100	<u>64</u>		
略			
104	<u>65</u>		
105	<u>65</u>	略	略
106	<u>65</u>		
107	<u>65</u>		
略			
111	<u>66</u>		
112	<u>66</u>	略	略
113	<u>66</u>		
114	<u>66</u>		
略			
118	<u>67</u>		
119	<u>67</u>	略	略
120	<u>67</u>		
121	<u>67</u>		
略			
125	<u>68</u>	略	略
略			
ロ 教育職給料表(イ)昇格時号給対応表			
昇格した日の前日	昇格後の号給		
に受けていた号給	2級	3級	4級
略			

94	<u>63</u>		
95	<u>64</u>		
96	<u>64</u>	略	略
97	<u>65</u>		
98	<u>65</u>		
99	<u>65</u>		
100	<u>65</u>		
略			
104	<u>66</u>		
105	<u>66</u>	略	略
106	<u>66</u>		
107	<u>66</u>		
略			
111	<u>67</u>		
112	<u>67</u>	略	略
113	<u>67</u>		
114	<u>67</u>		
略			
118	<u>68</u>		
119	<u>68</u>	略	略
120	<u>68</u>		
121	<u>68</u>		
略			
125	<u>69</u>	略	略
略			
ロ 教育職給料表(イ)昇格時号給対応表			
昇格した日の前日	昇格後の号給		
に受けていた号給	2級	3級	4級
略			

74	<u>41</u>		
75	<u>42</u>		
76	<u>42</u>		
77	<u>43</u>		
78	<u>43</u>	略	略
79	<u>44</u>		
80	<u>44</u>		
81	<u>45</u>		
82	<u>46</u>		
83	<u>47</u>		
略			

ハ 略

ニ 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
71	<u>41</u>	略	略	略
略				
73	<u>42</u>			
74	<u>42</u>			
75	<u>43</u>			
76	<u>43</u>			
77	<u>43</u>	略	略	略
78	<u>44</u>			
79	<u>44</u>			
80	<u>44</u>			
81	<u>45</u>			
82	<u>45</u>			
83	<u>46</u>			

74	<u>42</u>		
75	<u>43</u>		
76	<u>44</u>		
77	<u>45</u>		
78	<u>45</u>	略	略
79	<u>46</u>		
80	<u>46</u>		
81	<u>47</u>		
82	<u>47</u>		
83	<u>48</u>		
略			

ハ 略

ニ 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
71	<u>42</u>	略	略	略
略				
73	<u>43</u>			
74	<u>43</u>			
75	<u>44</u>			
76	<u>44</u>			
77	<u>45</u>	略	略	略
78	<u>45</u>			
79	<u>45</u>			
80	<u>46</u>			
81	<u>46</u>			
82	<u>46</u>			
83	<u>47</u>			

職 階	84	46	略	職 階	84	47	略

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。
 - 3 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
 - 4 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員（個別に教育委員会が人事委員会と協議して別に定めるところにより号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 令和四年十二月二十三日提出

理 由

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第 号）による市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部改正に伴い、職員を昇格させた場合におけるその者の号給を改定する等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田県条例第 号）による市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号）の一部改正に伴い、職員を昇格させた場合におけるその者の号給を改定する等の必要がある。

2 改正内容

職員を昇格させた場合におけるその者の号給を改定することとする。（別表第9関係）

3 施行期日等

- (1) この規則は、公布の日から施行することとする。
- (2) この規則による改正後の規則の規定は、令和4年4月1日から適用することとする。
- (3) この規則の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。